

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	登 録 番 号
株式会社オカベ	日立市多賀町2-10-7	9-820220

2 指名停止措置期間 令和8年4月9日～令和8年4月22日 (2週間)

3 指名停止措置の適用範囲 常陸太田市が発注する物品の購入及び役務の提供

4 事実概要

株木・オカベ・秋山特定建設工事共同企業体は、高萩工事事務所発注の07 県単道改第07-03-973-Z-001 号道路改良工事（(仮称)大久保町第1トンネル）の工事現場において、令和8年1月26日、積載形トラッククレーンの荷台からの荷下ろし作業中、トラッククレーンがバランスを崩し横転し、荷台にいた1次下請け作業員1名が重傷を負った。

5 指名停止理由

上記事実は、「常陸太田市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領」（平成19年常陸太田市告示第71号の2。以下「指名停止措置要領」という。）第2条第1項及び別表第9号(1)に該当すると認められる。

なお、本市発注工事でないことから、同要領第3条第3項を適用して、指名停止期間を2分の1としている。

<指名停止措置要領別表>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 9 (1) 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品調達等の契約の相手方として不相当と認められるとき。 (2) 略	当該認定をした日から1か月以上9か月以内
(指名停止の期間の特例) 第3条第3項 有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号又は前項各号の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮し、又は指名停止を行わないことができる。	

問 い 合 わ せ 先

茨城県常陸太田市総務部契約管財課契約検査係
茨城県常陸太田市金井町3690
電話 0294-72-3111